

経 第 1 4 9 号  
令和3年5月8日

各関係団体の長 様

千葉県商工労働部長  
(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について (通知)

令和3年5月7日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、本県におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を5月31日まで延長するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを受け、本県では、令和3年5月8日の第29回千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を5月31日まで延長すること等を決定し、別添のとおり報道発表しました。

つきましては、当該報道発表の内容について、貴団体の会員等に対して速やかに周知いただきますようお願いいたします。

なお、内容については、今後も国の動向、県内及び隣接都県の感染状況等を踏まえ、随時見直しを行ってまいります。

感染再拡大を何としても抑えるため、一層の御理解・御協力をお願いします。

(連絡先)

千葉県商工労働部経済政策課政策室

電 話 : 0 4 3 - 2 2 3 - 2 7 6 9

E-mail : keisei11@mz.pref.chiba.lg.jp